

〈近代本論第十七回：キーワードと年表〉

1. 年表

- 1792 ロシア遣日使節アダム・ラクスマン、漂流民大黒屋光太夫（1751～1828→『北槎聞略』1794）を同伴して根室に来航、老中松平定信は通商を約した
- 1804 ニコライ・レザノフ長崎来航、幕府通称拒否（定信は既に失脚）
- 1807 アメリカのハドソン川にて、外輪式蒸気船クラームント号の進水式成功（商用蒸気船の本格化）
- 1808 イギリス軍艦フェートン号、長崎出島に侵入（フェートン号事件）
- 1825 異国船打払令
- 1839 〈蛮社の獄〉 渡辺崋山、高野長英の死
- 1840～42 アヘン戦争（→南京条約）
- 1853（7月8日）海軍提督マシュー・ペリー率いるアメリカ海軍東インド艦隊（二隻の外輪式蒸気船、二隻の帆船）が浦賀に来航
- 1854（2月11日）ペリー再来航（蒸気船三隻、帆船三隻）
- 1854（3月31日）日米和親条約（神奈川条約）締結、6月、下田条約（和親条約の細則）締結、下田、箱館（函館）の開港、鎖国の終焉。
- 1856（6月28日）アロー号事件
- 1856（8月）タウンゼント・ハリス、アメリカ公使として下田に着任、通商条約の交渉を老中阿部正弘と行う
- 1856～69 アロー戦争＝第二次アヘン戦争（→天津条約）
- 1858（6月19日）日米修好通商条約締結 領事裁判権（治外法権）、関税自主権の剥奪（段階的に行われた）、片務的最恵国待遇（これも事後的に確定）等、やや曖昧な形で出発したものの、典型的な不平等条約として定着した
- 1858（7月10日）日蘭修好通商条約、不平等条約
- 1858（7月11日）日露修好通商条約、不平等条約
- 1858（7月18日）日英修好通商条約、不平等条約
- 1858（9月3日）日仏修好通商条約、不平等条約、以上〈安政五カ国条約〉
- 1858～59 安政の大獄
- 1860 日本の蒸気船軍艦咸臨丸渡米（勝海舟、福沢諭吉）
- 1860 桜田門外の変 井伊大老暗殺
- 1862（9月）生麦事件

- 1863 (8月) 薩英戦争
- 1863～64 下関戦争 (馬関戦争)
- 1867 普墮戦争、プロイセン王国の主導する〈小ドイツ主義〉の勝利、オーストリア＝ハンガリー帝国の敗北、北ドイツ連邦成立
- 1867 (10月) 大政奉還
- 1867 (12月9日) 王政復古
- 1868 (1月) 鳥羽伏見の戦い
- 1868～69 戊辰戦争
- 1868 (3月) 五箇条の誓文
- 1869 (6月) 版籍奉還
- 1870 (6月) 神田孝平〈田租改正建議〉提出 → 地租改正原案
- 1870～72 〈四民平等〉の基本政策実施
- 1870～71 普仏戦争 → ドイツ帝国成立 (71年1月)
- 1871 (8月) 廃藩置県
- 1871 (11月12日) 岩倉使節団 (米欧回覧使節団) 出発
- 1871 (12月6日) 岩倉使節団、サンフランシスコ着
- 1872 (2月3日) ワシントンにて条約改正の予備交渉開始。これは予定外の行動で、現地外交官の森有礼らの主張を容れたものだった (これが誤りであったことはすぐ明らかになる)。
- 1872 (6月17日) 条約交渉打ち切り 岩倉使節団の大目的は惨めな形で頓挫した
- 1872 (7月1日) 条約改定期限経過、条約改正の最終的失敗
- 1873 (3月15日) ドイツ帝国首相オットー・フォン・ビスマルク (1815～1898)、使節団を晩餐会に招待。ビスマルクの演説。副使木戸孝允はビスマルクの右に座り歓談した。
- 1873 (6月) 使節団、ウィーン万博を参観
- 1873 (7月) 地租改正
- 1873 (7月) 森有礼帰国、同年秋に明六社結成、西周、福沢諭吉等の参加
- 1873 (9月13日) 岩倉使節団帰国 (これより先、大久保利通は5月に、木戸孝允は7月に帰朝していた)
- 1873 (10月) 征韓派の敗北、西郷、板垣、江藤新平等の下野、大久保利通実権を握る → 内務卿独裁の開始
- 1874 (1月) 民撰議院設立建白書
- 1876 (8月) 秩禄処分
- 1877 西南戦争
- 1878 『米欧回覧実記』刊行、回覧の一次資料は皇居の火災により失われた。編者の久米邦武はそれを日記等により独力で再編した。久米は佐賀藩の出身で、名君と言われた鍋島直正の近習を務めた過去を持つ。父邦郷は藩政改革を進めた有能な有司であった。

2. 近代国家造形の基本問題

- 合理精神か、党派イデオロギーか
- 個我の合理精神による近代国家青写真の構築
 - = ホブズの〈リヴァイアサン〉、ルソーの〈社会契約〉論
 - = 啓蒙的提言
- これが集団の合理精神の場で継承され、発展することが本来の姿だった
- フランス革命以来、合理精神の集団性は党派精神によって大きく損なわれた
- 十九世紀における〈普遍〉の後退
- 〈文明化イデオロギー〉の席卷 → 革命⇔反革命の時代へ
- 〈回覧〉グループは、この個我の合理精神（蘭学的合理精神）を継承しつつ、集団化した = 維新志士のコンセンサス形成
 - 〈黒船的外圧〉への主体的、経世人士的対応
- 集団化した合理精神による近代国家の青写真構築が可能となった
- その意味で、〈回覧〉は十九世紀が果たせなかった〈普遍的近代〉を視野に捉えている（彼我の文明比較という基軸を保つことにより → 欠如態だった〈類型性〉の補填）
- 周縁から普遍を目指すことの逆説と大きな成果

3. 〈米欧回覧〉の各国視察

- 制度、産業、流通貿易視察の三位一体、その徹底性と方法的
- ① 近代制度の学習
 - フルベッキ、大隈案が原点
 - しかしその規模と徹底性、システム性は未曾有
 - 国制の細部、教育制度は盲学校、聾啞学校、幼稚園に及ぶ、軍制は軍事教練の参観、士官学校、武器生産工場を含む、病院制度は精神病院の視察を含む、文教政策では各種博物館、美術館を含む、等々
- ② 殖産興業の視察
 - 各種近代工場の視察、農業の集約化、商工会議所、株式取引、港湾流通の実際、鉄道道路、電信郵便等々
- ③ 貿易、国際貿易の視察
 - 港湾流通の実際のみならず、各国の貿易統計を積極的に収集し、分析を始めている、最後にウィーン万博のシステムティックな視察を行った

4. 〈富国強兵〉国策への布石

- システムティックな近代制度、産業、貿易の視察は、すべて〈富国強兵、殖産協業〉への青写真となって結実した
- この有機性は、視察団の旺盛な学習意欲によって現地で自己組織化が開始されたものである

→ 条約交渉の失敗が、積極的に働いた

5. 近代化の青写真構築の原動力は、普遍的近代（根源としての近代）から来ている
- 視察団の近代学習は、非常に組織的であり、明確な目的意識によって特徴づけられている
 - 近代国家草創の青写真を作製するという大目的
 - 急速な、全体的な近代化を行えたのは、非・白人圏ではほぼ日本のみだった
 - その原点がこの青写真の作製による、過程の合理化、効率化にある
 - 青写真作製の中心には木戸がいた。木戸はこの視察団のオーガナイザーであるばかりでなく、明治初年度の集権政策を次々と実現させていった中心人物である
 - 中核の政策集団の統一性、連続性が大きな力となった
 - この成功の真の原因は、根源的かつ普遍的近代の自己実現、自己組織化の力にある
 - それは制度構築における近代的合理主義の優越と総括できる
 - それは個我の近代的定位の完成形である（ルネサンスからデカルト、ホッブズを経てカントで完成される規範的シンタクス）
 - 幕末維新期の合理主義の普遍化、深化は蘭学から洋学への展開でまず起こり、それを活用した（『西洋事情』等をマニュアルとした）志士たちの行動主義、具体的経験によって著しく主体化、深化が進んだ
 - その志士たちが政府要人となり、この視察団を自己組織して、現地視察を行っている
 - 歴史的な特異性と、普遍的な定位の力の融合
 - ここにも〈水中花〉の自己展開力
6. 日本の近代化における主体性の優越、機械的模倣の欠如
- その根本の原因も、近代的定位の肉体化による
 - 日本的特殊性ではなく、普遍性の顕れである
 - しかしそれが現実化したのはほぼ日本のみだった
 - そこには個我の近代と集団の近代の大きな齟齬、格差、二律背反が介在
 - 近代の集団的定位は、ヨーロッパにおいて、〈文明化〉のイデオロギーへと収斂した
 - それは歴史過程であり、普遍過程ではない
 - しかしそれが〈軍艦外交〉、植民地主義、奴隷制度として、すべての生まれつつあった近代を抑圧した
 - 日本はその抑圧に反発する力を内在させ、自己育成していた
 - その成果が、この視察であり、青写真の作製、そしてそれに基づいた急速な、効率的な、そして合理的な近代化である

→ そこにはしばしば誤解されるような、機械的模倣＝非・主体的近代化の要素は皆無であり、〈鹿鳴館〉的表層的模倣の要因も一般の理解よりもはるかに少ない

7. 自他弁別の〈文明化〉イデオロギーに抗して、普遍的〈近代〉を模索したところに、視察団と〈回覧〉青写真の特異性がある

- それは近代的合理主義からすれば、〈普遍的〉であるべき要因であった
- しかしそれは現実の〈圧〉としての〈文明化〉イデオロギーとそのダブル・スタンダードによって周縁化されてしまっていた
- この落差は、視察団の〈文明〉に対するアンビバレンツを生んだ
- しかし主体性の根源、具体的な判断の方向はあくまで個我によって達成された近代的事実主義、合理主義にあった（『米欧回覧実記』の集成の事実そのものがそれを実証している）

8. 視察団の〈文明〉との対峙は、〈鎖国の宿夢〉の自己精算として始まった

- 視察団の多くは、かつて〈尊皇攘夷の志士〉たちであった（代表としての木戸、岩倉）
- その起こりはロシア船の来航（レザノフ長崎来航 1804年）であったことを回想する
- しかし当時の攘夷熱はこの眼前の文明の威力を前にしては、〈井蛙の妄想〉であったことがはっきりとわかる（引用1）

引用1

〈全国ノ志士ミナ^{うで}臂ヲ^{やく}扼シテ慷慨シ、攘夷ノ声ハ、七道ニ満チ、遂ニ明治ノ改革トナレリ。我一行ノ米欧ヲ^{れまへい}歴聘スル機会ヲ構成シタルナリ。今ニシテ之ヲ回顧スルニ、皆鎖国井蛙ノ妄想ニシテ、米欧各国ノ事情ハ、未タ必スジモ其所謂ノ如クナラサルナリ。迷夢已ニ醒メタル^{ちようしん}澄神ヲ以テ（※澄み切った精神で）往時ノ文書ヲ一見スヘシ。）（久米邦武編『米欧回覧実記』4-107 p f）

9. 鎖国の迷夢からの覚醒過程と視察の順序は鏡像関係にある

- 鎖国の迷夢からの覚醒は、① 貿易条約の格差、弊害の認識 → ② 産業の彼我の格差の認識 → ③ 根本の制度の格差の認識（幕藩体制の旧弊さと近代制度の強大さ、効率）となる
- 視察の順序はそれを逆転して、（1）近代的制度の概観 → （2）産業組織の視察 → （3）流通貿易の実際的了解、と進む
- これは視察が最初からシステム性を意識し、近代全体を一つのメガ・システムとして観念し始めていたことの現れである

10. 〈文明化〉の総過程との対峙 = 〈文明化イデオロギー〉との対峙
- 必然的に〈文明化イデオロギー〉と、その中核に埋め込まれた〈ダブル・スタンダード〉の問題との対峙へと到る
 - 最初に視察団が注意したのは〈文明化〉とその背後にある〈列強〉の新しさ
11. 〈軍艦外交〉(ペリー来航)の背景の理解 = 〈列強〉としてのアメリカの新しさ
- 最初の視察地サンフランシスコの人口統計を調査
 - 1845年には人口150人の寒村
 - 1848年に金鉱が発見され、すべてが一変した(引用2)
 - アメリカ西海岸が急速に発展したことが、アジアとの貿易可能性を生んだ
 - 中国、日本との貿易への〈列強〉としての参加を望んだ
 - ペリーの黒船来航力学の現地的背景の了解(引用3)
 - 相互的貿易、相互依存性の確認
 - それは目前に控える不平等条約改正の意欲を高めた

引用2

〈支那日本ノ貿易、^{あたら}恰モ金礦ト時ヲ同クシテ開ケ、此港(※サンフランシスコ港)は太平洋ニテ必ス由ル(※寄港する)咽喉(※のどぼとけ)トナレリ。……再ヒ三十年ノ後ハ、太平海ノ平地ヲ^{とり}買取テ、眼孔ヲ東西ノ貿易ニ注キ、「ペルリ」氏ノ使艦ヲ、我浦賀ヘ派出セリ。〉(同上、第四章〈桑方斯西哥ノ記下〉、1-104 p f)

引用3

〈我邦及ヒ東洋各国ハ天産ニ富ミ、人口モ亦繁ク、^{ようち}傭直(※労賃)甚^{はなはだ}賤シ(※きわめて廉価である)。其景況ハ桑港(※サンフランシスコ港)ト反対ナリ。(※サンフランシスコは天産が貧しく、労賃が高い、日本東洋はその逆)。是乃チ貿易ノ眼目ニシテ、東洋ヨリ輸送スル物貨ヲ以テ、此地ノ物価ヲ平均セシメハ、賓主(※あちらもこちらも)共ニ便ヲ得テ、東西相望ミ、其繁昌ヲ承ルコト、理上ニ於テ必然ノ形ナリ。〉(同上、106 p f)

12. 〈列強〉という存在の新しさ
- ヨーロッパ諸国が〈列強〉として台頭したのは、1800年以降のことである(引用4)
 - ヨーロッパ諸国が〈固有〉の性格により、当初から列強であったわけではない
 - その背景には産業革命の新しさがあった(引用5)
 - 文明格差が生じたのは、この五十年、ないし百年のことである
 - 〈近代〉と〈文明〉の歴史性の正しい認識

引用4

〈当今欧羅巴各国、ミナ文明ヲ輝カシ、富強ヲ極メ、貿易盛ニ、工芸秀テ、人民快美ノ生理ニ、悦樂ヲ極ム。其情況ヲ目撃スレハ、是欧州商利ヲ重ニスル風俗ノ、此ヲ漸致（※次第に広まった）セル所ニテ、原来此洲ノ固有ノ如クニ思ハルレトモ、其实ハ然ラス。欧洲今日ノ富庶ヲミルハ、一千八百年以後ノコトニテ、著シク此景象ヲ生セシハ、僅ニ四十年ニスキサナルナリ。〉（同上、第二十三卷〈倫敦府ノ記上〉、2-66p）

引用5

〈匈国（※ハンガリー）ヨリ土耳（※トルコ）其ニ接シテ、開化ノ度ミナ後レ、道路修マラス、民利用ニ乏シ。製作（※工業製造）興ラス、只農穀ヲ仰キテ、僅ニ生活ヲ保続スルノミ。顧フニ一千八百年代ノ以前マテハ他ノ列国モ亦如此キ景況ノミ多カリシナルヘシ。世界ノ文明、相関クルノ深淺ヲ論スルハ、約五十乃至百年ノ事ニスギス。〉（同上、第八十一卷、5-409p）

13. 普遍的な近代化は東西格差の平準化、止揚である

- 英仏という列強の代表においても、この強勢の域に達したのはわずかこの五十年来である
- その根本には〈利を興す〉近代化そのものの運動があった（引用6）
- 普遍的な社会進化はつねに道具系の大進化に付随するものであり（人類史の二つの革命が実証）、そこにおいて必要とされるのは、〈勉強〉の力と、〈進歩の精神〉である（引用7）
- 〈進化論〉のバイアスを経ない、真の人類進化の直感
- 東西の〈開化〉は同一原理によって動かされているし、動かされるべきだという直感（引用8）
- 最も普遍的な近代化、文明化への視界
 - = ヨーロッパ列強が世界制覇の過程で失った人類普遍の視界
- 類型性の補填 → 類型から真の〈根源〉へ（第一章）

引用6

〈功ヲ急ク（※文明化の実効性を急ぐ）感念ヲ以テイヘハ、東洋西洋ノ開化ノ進路ニ於テ、已ニ甚タシキ隔絶ヲナシタルニ似タレトモ、其实ハ、最モ開ケタル英仏ニテモ、此盛ヲ致セルハ、僅ニ五十年来ノコトニスキス。世界ニ、開化ニ後レタル国ハ猶夥多シク、興スヘキ利ハ甚タ広シ。苟モ本ニ反リテ之ヲ求レハ、為スヘキコトモ亦多シ。〉（同上、第三十三卷、2-254p）

引用7

〈喩へハ満地ノ蕪草ヲ（※野草を）獸禽ニ与へテ食セシムレハ、其生育スヘキコト甚タ知り易キ理タリ。而シテ之ヲナスモノナシ（※これは日本において伝統的に虚弱であり、ヨーロッパにおいて伝統的に充実発達した牧畜の〈理〉の普遍性を含意している）。是智至ラザルニ非ス、勉強ヲ厭ヘルナリ。水碓（※水力を利用した唐臼）、水車、刀刃、鋸鉋（※鋸とかんな）ノ利ハ、千年前ヨリ起レリ。輪軸（※車輪）を輾ラスニ木ヲ用フルハ、鉄ヲ用フルノ滑ナルニ如カサルコトハ、甚タ知り易キ理タリ。而テ是ニ代フヘキ製鐵ヲ起スニ至ラス。是理深キニ非ス、進歩ノ精神乏シキナリ。〉（同上、2-254 p f）

引用 8

〈西洋、東洋ノ開化ハ、乾坤ヲ別ニセルニ非ス（※天地を異にしているわけではない）。厚生利用ノ道ハ、豈ニ東西異理ナランヤ。〉（同上）

1 4. 伝統的的定位における東西格差

- 普遍的位相における文明の弁証法
- 実体は伝統的定位の格差
- 伝統的定位（東） ⇔ 伝統的定位（西）および、伝統的定義=近代化を内発させなかった定位（東） ⇔ 近代化に到った定位（西）の二つの位相が重合している
- 〈高尚の空理〉（東） ⇔ 実学の現実性（西） → 富強の基礎（引用 9）
- 東洋における精神性の偏重 → 実学の軽視 → 近代化の不発という本質関連の直感
- 明治以降クリシェー化される〈精神の東洋⇔実学の西洋〉の二項対立に似て、そうではない
- 根本の弁証法の認識（東洋的精神主義のマイナス面が強く意識される ⇔ 明治期以降のクリシェーにおける無批判な自己満足）
- 根本の心性の差異： 恬淡な東洋 ⇔ 食欲な西洋（引用 10）
- 表層的な人種論ではなく、集団のマクロの心性に起因する文明化の差異がここでも問題にされている
- 東洋の〈恬淡さ〉とは、つまり幕藩体制の貨幣経済敵視と儉約令の頻発によって支えられた農本主義を内実としている（久米たちはこの力学もどこかで直感している）

引用 9

〈東洋ノ西洋ニ及ハサルハ、オノ劣ナルニアラス。智ノ鈍キニアラス。只濟生ノ道ニ用意薄ク、高尚ノ空理ニ日ヲ送ルニヨル。……西洋ノ民ハ之ニ反シ、營生ノ百事、皆屹屹トシテ（※きっちりと厳密に）刻苦シタル余リニ（※苦勞を重ねたあげくに）、理、化、重ノ

(※重学は、力学、工学) 三学ヲ開キ此學術ニモトツキ、助力器械ヲ工夫シ、カヲ省キ、カヲ集メ、カヲ分チ、カヲ均クスル術ヲ用ヒ、其拙劣不敏ノ才智ヲ媒助シ、其利用ノ功ヲ積テ、今日ノ富強ヲ致セリ。) (同上、2-254 p)

引用10

〈此兩人種 (※西洋人と東洋人を人種として見れば) ノ性情ヲ夷考スルニ (※つまらない考えかもしれないが、一応披瀝すると)、白種ハ (※白人種ハ) 情慾ノ念熾^{いこう}ニ、宗教ニ熱中シ、自ラ制抑スル力乏シ。略言スレハ慾深キ人種ナリ。黄種ハ (※黄色人種ハ) 情慾ノ念薄ク、性情ヲ矯^{きょうじゆう}揉スル (※矯め直す) ニ強シ。略言スレハ、慾少キ人種ナリ。〉 (同上、5-148 p)

15. 〈厚生の利〉における東西格差 → 文明化の格差

- 〈厚生の利〉はアメリカにおいては文明化の原動力となっている
- 東洋 (日本) の恬淡さ、精神性 (〈高尚なる空理〉) は、実学、実践を蔑視
- 〈浮華の文芸〉か、バブル的消費しか生まない (江戸的浮薄の病理)
- 近代化は遅滞した (引用11)
- 〈士大夫〉も元来は民本的に〈厚生〉を考える存在のはずであった
- 自己批判の深化

引用11

〈東洋ハ之ニ反ス (※アメリカの逆である)。試ミニ上等ノ人ノ学フ所ヲ看ヨ。高尚ノ空理ナラサレハ、浮華ノ文芸ノミ。民生切実ノ業ハ、瑣末ノ陋事 (※卑賤の事) トテ、絶テ心ヲ用ヒス。中等ノ人ハ守金奴トナラサレハ賭博流トナリ、絶テ財産ヲ興シ、不拔ノ業ヲタツル心ナシ。故ニ下流ノ賤民ハ、衣食僅ニ足り、一日ノ命ヲ偷ミ、呼吸スルノミ。…東洋ノ沃土モ、其人カヲ用ヒサレハ、国利ハ自然ニ興ラス。收穫モ自然ニ価ヲ生セス。夢中ニ二千年ヲ経過シタリ。今ヨリ国ノ為メニ謀ルモノノ、夫ココニ感發シテ、奮興スル所ヲ思ハサルヘカラサルナリ。〉 (同上、第七卷、1-163 p)

16. 〈士大夫的民本〉のアンビバレンツ

- 志士たちの基本的な為政イデオロギーは、松蔭や西郷に見られるように、孟子—陽明学の文脈での〈民本〉を實體としていた (西郷のモットー〈敬天愛人〉など)
- 〈民本〉はしかし、その中核において、〈聖人の治〉のイデオロギー核であった (徳治) と重合する (重合しつつ剥離もしている → 実体的エートスとイデオロギー的教条)
- 志士たちはその〈民本〉を実体化、肉体化していた分だけ、この中核的イデオロギーにいまだに定位の重心を感じていた

- 近代⇔徳治の構図において、アンビバレンツが顕在化する（引用12）
- 〈道徳政治〉（東洋の伝統）⇔ 〈保護の治〉＝近代的法治（西洋）
- 西洋は歴史の中にあり、東洋の徳治は規範化されることによって、歴史の外に置かれる
- 東西比較における特異なアナクロニズムの発現
- 社会正義（→法治）（西洋） ≠ 仁義の規範性（東洋）（引用13）
- これも同じ型のアナクロニズム
- しかしこのアナクロニズムは、東洋的専制と徳治の本質連関を想起することによって止揚され、再び同じ近代の歴史性へと一元化される
- 農本 → 専制 → 徳治と修身 → 民権、物権の意識（近代的法治意識）の未発性
- 農本的徳治修身は、近代的意識の萌芽を抑圧する（有司専制への視界）（引用14）
- 近代化の喫緊時からすれば、国権、国益、法治が最優先する（引用15）
- 分裂しかけた自己意識の再統合 = 行動主義的統合

引用12

〈歐羅巴洲ト、亜細亞洲トハ、古来殆ト相往来セサル別域タリシコト、其人種風俗ノ習慣ニテ察セラル。習慣ハ邦国ノ（※国々の）分ルル元素ニテ、政治ノ同異ハ此ニ起源セリ。我カ道徳政治ノ習ヲ以テ、彼ノ保護政治ノ民ヲミルニ、仮令ヘ理趣ハ、一ニ帰スルカ如キモ、其人民ノ気尚ハ、^{ほろか}迥ニ主要ヲ異ニス。〉（第六十九卷、〈歐羅巴洲政治総論〉、5－146 p）

引用13

〈歐洲ニテ政治ノ要ヲ論スル、必ス曰「^{いむく}ヂョスチス」ト「ソサイチー」トニアリト。「ヂョスチス」トハ権義ヲ明確ニスル謂ニテ、「ソサイチー」ハ社会ノ親睦ナリ。之ヲ極言スレハ、義ト仁トノ二字ニ帰スレトモ、仁義ハ道徳上ヨリ立言セルモノニテ、「ソサイチー」「ヂョスチス」ハ、財産ヲ保ツヨリ立言シタル故ニ、其意味ハ反テ表裏ス（※背反する）。歐洲ノ政俗ヲ観察スルニハ、常ニ此要ヲ失ハサルコト、緊切ナル心得ナリ。〉（同上、第八十九卷、5－160 p）

引用14

〈支那日本ノ人民ハ、原来農耕自活ノ風儀ニテ修身ヲ政治ノ主義トシ、財産ヲ重ンセサルニヨリ、立法上ニテ肝目（※眼目となる）主義ヲ欠タレハ、民権イカン、物権イカンに於テハ（※民権や物権が問題になる場面では）、殆ト馬耳風ナルノミナラス、反テ其権ヲ抑圧シテ変風移俗（※民衆の風俗を変えていく）ノ良模（※良き模範）トスルモノノ如シ

(※おそらく儉約令を示唆している)。故ニ政治国安ノ論ハ、常ニ財産上ニ於テ注意ヲナス、君子小人判然トシテ別界ヲナセルニヨリ、漸漸ニ貧弱ニ陥ルヲ致セリ。) (同上、第二十四卷、2-83p)

引用15

〈東西洋ノ隔リニ因^{よつ}テ、民ノ習慣ヲ異ニセルハ、政治ノ様子モ異ナルヘキコソ至当ナレトモ、方今世界、舟楫^{しゅうしゅう}相通シ(※船舶が往来し)、貿易交際ノ世トナリテハ、国権ヲ全クシ、国益ヲ保ツニハ、国民上下一和シテ、第一ニ財産ヲ重ンシ、富強ヲ致スニ、注意ヲ厚クセサルベカラス。立法ノ権ハ此ヨリ生スルナリ。) (同条、2-83p)

17. 専制的徳治へのアンビバレンツ (=士大夫的志士のアンビバレンツ)
 - 日本における近代的定位の最内奥部で起きた自己分裂と自己統合の運動
 - そこから立憲精神と国体論の二律背反も生まれた

18. 〈回覧〉が繰り返し回帰する定位の基軸としての近代的合理性、主体的行動主義は、日本近代の真の吉兆となった
 - 士大夫的〈徳治〉へのアンビバレンツは折りに触れて顕在化する
 - しかしその力学の半ばはまた、近代国家(国民国家)においても持続すべき健全な(近代性と両立しうる)伝統文化、伝統精神の模索と重合している(後述)
 - そこにはジンゴイズムも、〈国体論〉もまったく影を射していない
 - このことをわれわれ日本の真の近代化の出発点、原点として繰り返し確認しなければならない

19. 近代化と文明化の問題に真摯に向き合ったことの大きな果実
 - 近代的制度と法治の本質連関をはっきりと認識した
 - 文明国イギリスの特徴は〈法治〉にある(引用16)
 - 法治によって護られる安全な生活こそが、健全な〈愛国心〉のもととなる(引用17)
 - 法治と勤勉が、イギリスを富強にした(引用18)
 - 当時のイギリスは実際に法治国家のモデルとなりつつあった
 - 〈法治国家〉のパラダイムを確定したルドルフ・フォン・グナイスト(1816~1895)もイギリスの憲政史の専門家だった
 - ただし視察団は議会制度による立法が、その法治の基底であることはまだはっきりと認識していない
 - 法と行政法(行政の命令)の弁別が曖昧なため、法の遵守は立法制度にではなく、国民性に直結されている
 - しかし国民精神もまた〈国民国家〉の基幹的要因であり、それを法治と結びつけたことには大きな意味もあった

→ 〈国民精神〉涵養の機関としての国家教育の重要性

引用 1 6

〈英国ノ人気ハ、一度立タル法ヲ、容易ニ変更スルヲ好マス。〉（同上、2-84 p）

引用 1 7

〈英国ノ人、上下ミナ其国ヲ愛シ、法ヲ重ニスルノ風、マタ嘉尚（※称赞）スヘシ。（同上、2-236 p）

引用 1 8

〈英国ノ富強ヲ世界ニ鳴スハ、其民ノ性、自強力ニ逞シク（※独立心が強く）、篤ク法ヲ守リテ、勉励スルニヨル。〉（同上、2-244 p）

20. 〈国民精神〉と近代国家の本質連関

- 明治国家は税制（地租改正）、軍制（徴兵制）、教育制度の基幹を構築中だった
- 近代的国民精神の涵養が〈国勢富強〉の基盤の一つであることを認識した（引用 1 9）
- それはまず小国（ベルギー、デンマーク、スウェーデン）の自主独立の精神として認識された

引用 1 9

〈国勢富強ハ民ノ精神ニヨル。工芸ノ美悪ハ、民ノ嗜好ニカカル。白耳義、唵馬、瑞典ノ如キ、人目ヲ眩耀スル物品ナキモ、富強ノ実ハ他ニ超セリ。〉（同上、第八十三卷〈万国博覧会見聞ノ記下〉、5-40 p）

21. 近代的国民精神 → 近代的教育制度の不可欠性

- 近代的教育制度の必要性の認識
- すべてが近代化の文脈で行われたことが重要である
- そこには〈修身教育〉も、〈国体論〉も、〈徳治〉も顔を出す余地はまったくなかった
- 〈富国強兵〉も、近代国家の必然性として了解される限り、それは常識であつて〈反動〉ではない（戦後リベラリズムの限界）
- 〈富国強兵〉の病理化が始まるのは、帝国主義の懐胎と結びついた明治二十年代の〈国権論〉の伸張においてである

- 〈回覧〉の時期の〈富国強兵論〉は近代国家の必須の条件としての〈自主独立〉と融合しており、明治後半期からの国権論的富国強兵論とは区別しなければならない（ビスマルク演説も、この前半の契機を強調している——後述）

2 2. 列強の〈国民精神〉

- 普仏戦争敗戦と多額の賠償金の逆境を、フランスは〈国民精神〉の発揚によって乗り切りつつある（引用 2 0）
- 政府の貧富 ≠ 国民、民衆の貧富
- 逆の例が帝政ロシア（引用 2 1）
- 貴頭の異常な富裕 ⇔ 国民、民衆の異常な貧困
- 特権階級による富の寡占 → 家産国家型専制の明白な徴表
- ロシアもしか長期的には、家産国家型専制が弱化していく過程にあった

引用 2 0

〈政府貧ナレトモ（※フランス政府は賠償金支払いによって貧しくなったが）、民皆富ム。全国依然トシテ生理（※生活の合理的計画を）進ム。私人因テ謂フ。国ノ貧富ハ、政府ニ財ヲ蓄フノ豊歉（※多寡）ニアラス、人民ノ貧富ニテ定マル。……此国ノ財多キト、人傑ノ多キトハ、実ニ欧洲ノ精華ト謂フヘシ。〉（同上、第四十一卷〈仏蘭西国総説〉、3 - 3 4）

引用 2 1

〈此国ノ富ハ、統テ帝室、公侯、貴族ノ手ニ集リ、人民ハ概シテ貧婁ニテ（※困窮しており）自立ノ力ニ乏シク、資本ヲ集メ、船舶ヲ有シ、外国人ト対等ノ貿易ヲナスに堪ヘタルモノ幾許モナシ。而テ其資材権力アル縉紳（※貴頭）ハ、壯麗ノ宮室中ニ、高尚ノ學術ヲ談シテ、富貴ニ逸居（※安楽に暮らす）スルノミ。是ヲ以テ其専制ノ政治ニテ、国安ヲ保シ、兵力ヲ養ヘルモ、富国ノ要点ニ於テハ、甚タ未開ナルヲ免レス。貿易上ニ権利ノ乏キハ、此原因ニヨレリ。〉（同上、第六十一卷〈露西亞国総説〉、4 - 3 2 p）

2 3. 視察団がロシア型専制を近代化のモデルから切り捨てたことは重要な意味を持つ

- それは構築中の天皇制的絶対主義（立憲までの明治国家）が、けっしてロシア型専制、つまり家産国家型専制を目指していたわけではないことの、明確な証左である
- 国体論的専制志向（家産国家型専制志向）は〈朝廷不良之徒〉を嫌悪した木戸たちにはまったく見られなかった

2 4. 家産国家型専制のメルクマールとしての皇室財産

- 帝政ロシアは過渡期ではあるが、皇室の資産集中は著しく、いまだに家産的専制の要因を内在させている
- 明治期の皇室は全体としてかなり質朴であった
- 家産国家型の資産集中はまだ起きていない
- 昭和後半期の皇室財産はあきらかに肥大化していた
- 国体論と連動した家産国家への先祖返りの徴表だったのかもしれない
- 正確な検証が望まれる分野である
- 健全な国民国家の下部構造を堅持する、そのための尺度を得るために

25. ロシア的専制の評価

- 政教の未分化 ⇔ 近代的政教の分離、信教の自由（後述）
- この家産国家型の闇は、やがて国体論として日本にも登場することになる
- 貿易の未発達 = 国民的営業精神の未発、未成熟
- 近代国家的富強 ⇔ 家産専制国家的富の寡占
- この分岐は〈国際貿易を通じての国富の形成〉の有無によって測ることができる
- 国際貿易と国富を結びつけるところに、近代国家形成の鍵があるという認識
- そのためには〈国民的営業精神〉が必要
- それを抑圧するロシア型の専制は〈回覧〉が目指す青写真からは切り捨てられる

26. 国富の形成は〈平和裡の競争〉の産物である

- 武力から経済力への発想転換（引用22）
- 商業中心は政治中心と重ならないことが多い（引用23）
- 金融資本の勃興期、〈世界市場〉の形成期の中心の二重化を的確に観察

引用22

〈文明ノ運ニ進ミ、自主ノカヲ伸ル、方今ノ世界ニ於テ、開化ノ民相競フ所ハ、非常ノ戦闘ニアラスシテ、平常ノ利益ニアリ。其昇平ノ（※平和裏の）競争ニ、勝負ヲ定ムルハ、首ニ貿易ノ盛衰ヲミル。貿易ノ盛衰ハ、「シティー」ノ盛衰ヲ以テ証ス。〉（同上、第十九卷〈新約克府ノ記〉、1-337p）

引用23

〈首府ハ政令ノ出ル所ニテ、州ノ（※合衆国の州の）中枢ヲ扱ム。「シティー」ハ物産ノ吐納スル（※出入する）処ニテ、良港要衝ニ興ル。〉（同上）

27. 〈平和裡の競争〉の焦点としての万博

- ウィーン万博の参観で〈回覧〉は幕となった
- パリ万博（1867年）への参加が始めてだった
- その時は幕府が主体で、薩摩も独立館を持った
- 工芸品が展示の主体だったが、芸者のパフォーマンスもあった
- ウィーン万博には芸者はいないが、展示の主体はいまだ工芸品
- 日本館の評判は高かったが、久米たちの反応は冷静である（産業国における前近代的工芸品の人気）
- そしてそこにも〈東西交易の利〉を認識した（引用24）
- 国際貿易の互惠性の正しい理解
- 交易において小国も大国も横並びになりうる（引用25）
- 開催国オーストリアに対する厳しい評価
- 封建制の残存 → 〈自由の精神〉の不足 → 貿易の不振（引用26）

引用24

〈我日本国ノ出品ハ、此会ニテ殊ニ衆人ヨリ声誉ヲ得タリ。是其一ハ其歐洲ト趣向ヲ異ニシテ、物品ミナ彼邦人ノ眼ニ珍異ナルニヨル。其二ハ近傍ノ諸国ニ（※同じあたりの展示会場に。日本館は会場の端にあり、トルコ館やペルシア館に近かった）ミナ出色ノ品少キニヨル。其三ハ近年日本ノ評判歐洲ニ高キニヨル。〉（同上、第八十三巻〈万国博覧会ノ記下〉、5-43p）

引用25

〈夫歐洲列国ノ大小相分ルル、英、仏、露、普、奥ノ大国アレハ、又白（※ベルギー）、蘭、薩（※ザクセン）、瑞（※スイス）、^{すい}（※デンマーク）ノ小国アリ。国民自主ノ生理ニ於テハ、大モ畏ルニ足ラス、小モ侮ルベカラス。英、仏両国ノ如キハ、ミナ文明ノ旺スル所ニテ（※盛んな所で）、^{かおすぐ}工商兼秀レトモ、白耳義、瑞士ノ出品ヲミレハ、民ノ自主ヲ遂ケ、^{おのおの}各良宝ヲ^{うんちく}蘊蓄（※蓄える）スルコト、大国モ感動セラル。普ハ大ニ薩ハ小ナルモ（※ドイツ連邦の中でプロイセンは大国、ザクセンは小国であるけれども）、工芸ニ於テハ相譲ラス。而シテ露国ノ大ナルモ、此等ノ国トハ、^{なお}猶其列ヲ同クスル能ハス。〉（同上、5-22p）

引用26

〈奥国ノ列品ヲミレハ、勉強シテ文明国ニ列スルヲ得ルニスギス。是他ナシ。民ニ自由ノ精神乏キニヨルナリ。噫此等ノ^{あゝ}競ヒハ、是太平ノ戦争ニテ、開明ノ世ニ、最モ要務ノ事ナレハ、深く注意スヘキモノナリ。〉（同上）

28. 封建の遺風の残存 → 国勢不振（オーストリア）

- 封建制（特に身分制）の残存が、オーストリア社会の特徴
- 視察団はそこに自らの近い過去を重ね合わせた（引用 27）
- 中世的教権も残存 → 国民は重税にあえぐ（引用 28）
- オーストリアの後進性はその立憲過程の不全、遅さに顕れた（立憲君主制を宣言した 1861 年後も紆余曲折があった）
- ⇨ ベルギーは早く模範的な立憲体制への移行（1831 年）によって、〈国民自主の生理〉を養うことに成功した

引用 27

〈人民ノ品位（※身分的位階）ニヨリテ、接遇ノ異ナルコト、我明治以前ノ光景ニ異ナラス。〉（同上、4-392p）

引用 28

〈古来君主ノ威力大ニ、封建ノ余習^{こうしゆ}今ニ存シ、貴族多ク其地ヲ所有シ、僧侶権ヲ張り、都邑ニハ豪華風ヲナシ、国度豊ニ民厚斂（※重税）ニ慣フ。猶振ハサルノ色アリ。〉

29. 立憲制度への移行の必然性が使節団のコンセンサスとなった

- オーストリアとベルギーの立憲における対置が象徴的である
- 〈封建の余習〉の精算には、〈国民自由の生理〉の涵養が不可欠であり、そのためには立憲が必須であることが共通認識された
- 日本における立憲精神の誕生、確定

30. 〈国民精神の涵養〉 → 近代教育の必要性

- 政教分離、信教の自由が核心的要因となる
- このことも、視察団はすでに学びつつあった（次節）

（近代本論第十七回キーワード終わり）